

吉岡町災害時避難行動要支援者避難支援プラン
[全体計画]

平成28年11月

吉 岡 町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 対象者	1
4 推進体制	2
第2章 災害時避難行動要支援者情報の収集及び共有・管理	3
1 災害時避難行動要支援者名簿登録申請による情報の収集	3
2 要支援者情報の共有・管理	3
第3章 個別計画の作成	5
1 個別計画の作成方法	5
2 個別計画の内容	5
3 要支援者名簿及び要援護者マップの作成	5
4 個別計画等の共有・管理	5
第4章 避難誘導・安否確認体制の整備	6
1 避難支援の実施体制	6
2 情報伝達体制の整備	6
3 安否確認・避難誘導	8
4 避難誘導の手段・経路等	8
5 避難場所等における対応	8
6 要支援者避難訓練の実施	9
資料	10
様式第1号 誓約書	10
様式第2号 吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録の同意書	11

様式第 3 号	吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（個別計画）	12
様式第 4 号	吉岡町災害時避難行動要支援者名簿	14
様式第 5 号	吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書	15
様式第 6 号	災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定書	16
様式第 7 号	福祉避難所一覧	18

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

近年、大規模地震など、全国で大きな災害が発生しているなか、災害時に安全な場所へ避難するための人的な支援が必要な人「災害時避難行動要支援者」（以下「要支援者」という）が、災害時に迅速な避難行動がとれるよう、「共助」「公助」でカバーするため、本町における要支援者の支援対策について、その基本的な考え方をまとめ、要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

また、名簿情報については、個人情報保護の観点から、災害の発生に備え、要支援者の同意を得た上で、自主防災組織（自治会等）、警察、消防、福祉関係機関等に対し、名簿情報を提供し、「個別計画」の作成や日頃からの見守り支援などを行い、一人ひとりの安心・安全を確保するため、災害時避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

2 位置づけ

避難支援プランは、災害対策基本法第49条の10から第49条の13までの規定に基づき策定するもので、「吉岡町地域防災計画」を踏まえ、当該対象者の避難支援に関する事項を具体化したものである。

また、本プランは吉岡町災害時要援護者避難支援プランの発展的なものになることから、適切かつ円滑な支援が実施できるよう、災害時要援護者名簿登録者を本プランに取り込み一元化で管理を行う。

3 対象者

町における避難支援プランの対象者となる要支援者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。具体的な対象者は以下のとおりとする。

また、妊産婦・乳幼児・難病患者等の支援を必要とする人には、本プランを準用する。

なお、要件からもれた人も、自ら名簿への記載を求めることができるものとします。

- ① 75歳以上の高齢者世帯の世帯員
- ② 65歳以上で一人暮らしの人
- ③ 介護保険制度による要介護認定4以上の認定者
- ④ 身体障害者手帳1級及び2級の手帳保有者
- ⑤ 療育手帳A判定の手帳保有者
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級の手帳保有者
- ⑦ 上記以外で、支援が必要と町長が認めた人

4 推進体制

町は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心に、福祉担当部局と防災担当部局で構成する要支援者支援班を設置する。

要支援者支援班は、関係機関と連携し、要支援者の避難支援対策を推進する。

要支援者支援班及び関係機関の位置づけ、構成、業務は以下のとおりである。

項目	平常時	災害時
1. 位置づけ	防災関係部局や福祉関係部局で横断的な連絡会を設置する。	災害対策本部中、保健福祉班内に設置する。
2. 構成	班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等の関係者の参加を得ながら進める。	福祉担当課長・福祉担当で構成。
3. 業務	要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。	避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要支援者支援班との連携・情報共有等。

町は、個人情報の開示に同意した要支援者に対しては、自主防災組織（自治会等）、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織（自治会等）、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要支援者に対し、要支援者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。さらに、要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

第2章 災害時避難行動要支援者情報の収集及び共有・管理

1 災害時避難行動要支援者名簿登録申請による情報の収集

町は、要支援者名簿を作成するにあたり、要支援者に該当する方を把握するために、町の関係部局で把握している、高齢者世帯や要介護高齢者、障がい者等の情報の集約や必要に応じ、県等からも情報を収集し、対象者の把握に努めるとともに、登録申請について住民へ広報・周知を行い、「手上げ方式」及び「同意方式」を用いることで要支援者情報を収集し、個別計画、要支援者名簿及び要支援者マップを作成するものとする。

また、要支援者の情報収集及び個別計画等の作成に携わる者は、事前に様式第1号「誓約書」を提出し、守秘義務の確保に努めるものとする。

要支援者名簿登録に際しては、災害時の支援体制を構築するため、吉岡町個人情報保護条例等に基づき、本人の同意を得ることを基本とします。

(1) 手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、個人情報を開示することに同意することを基本とし、平常時から自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等に自ら災害時要支援者名簿への登録申請を行う者に対し、情報の収集及び個別計画等の作成を行う方式。

(2) 同意方式

町の福祉担当部局等のほか、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等が地域において支援が必要な人を積極的に把握し、支援が必要な人に災害時要支援者名簿への登録を直接働きかけ、手上げ方式同様に、情報の収集及び個別計画等の作成を行う方式。

2 要支援者情報の共有・管理

(1) 情報共有の範囲

個別計画等の原本は、福祉担当部局が保管し、副本は、防災担当部局、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等が共有する。

なお、自主防災組織（自治会等）等関係機関については、要支援者本人の同意に基づき、共有する。

(2) 情報の適正管理

個別計画等を保管する者は、災害時及び各種訓練等の避難支援、安否確認、見守り支援目的以外に要支援者情報を使用してはならない。

また、個別計画等を保管する者は、要支援者名簿登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分注意する。

(3) 情報の更新

町は、福祉担当部局、県等、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等の協力を得て、毎年個別計画等の内容について確認する。内容に変更がある場合、福祉担当部局は、保有する情報を修正するとともに、防災担当部局、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等の情報を正しい情報に更新する（様式第5号）。

※ 避難支援等の関係者と名簿情報

避難支援等の関係者	名簿情報
自主防災組織（自治会等）	該当地域の要支援者分のみ
民生委員・児童委員	該当地域の要支援者分のみ
消防団（各分団）	該当地域の要支援者分のみ
警察	全地域の要支援者分
消防本部	全地域の要支援者分
社会福祉協議会	全地域の要支援者分
要支援者が指名する支援者	指名した要支援者分のみ

第3章 個別計画の作成

個別計画とは、災害が発生し又はそのおそれが高まったとき、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めたものである。

1 個別計画の作成方法

個別計画の作成に当たっては、町は吉岡町個人情報保護条例の規定に基づき、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等の実際に避難支援に係わる関係者と連携して、要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。

個別計画作成に伴う要支援者情報の収集については、第2章「1 要支援者名簿登録申請による情報の収集」のとおり、「**手上げ方式**」及び「**同意方式**」の併用により、情報収集を行うものとする。

2 個別計画の内容

個別計画に記載する内容は様式第3号「吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（個別計画）」のとおりとする。

3 要支援者名簿及び要支援者マップの作成

町は、要支援者名簿への登録を申請した者を様式第4号「吉岡町災害時避難行動要支援者名簿」へリストアップするものとする。

また、町は把握した要支援者情報を基に、その所在を明らかにした要支援者マップを作成し、災害発生時における安否確認のために活用するものとする。自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等については、このマップによって日常的に見守り活動を行うことで、災害時の迅速な対応に役立てるものとする。

4 個別計画等の共有・管理

個別計画、要支援者名簿及び要支援者マップの共有・管理については、第2章「2 要支援者情報の共有・管理」のとおりとし、また、内容の確認を毎年行うことで、情報の更新を徹底するものとする。

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 町における避難支援体制

町は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に、吉岡町災害対策本部の福祉担当部局を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要支援者名簿登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、福祉担当部局内に、要支援者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織（自治会等）へ連絡するものとする。また、自主防災組織（自治会等）においても支援が実施できないときは、災害対策本部へ連絡することとする。

町、消防団、自主防災組織（自治会等）、関係団体等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、要支援者名簿登録者の居宅が倒壊等で、避難支援者が対応できない場合は、自主防災組織（自治会等）または災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合、町は避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する。

要支援者は、情報受信・理解・判断・行動などの各段階において、支援を必要とするため、災害発生時に、迅速かつ的確に情報を伝達できるよう、できるだけ多くの情報伝達手段を確保する。

【参考】避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要支援者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等、特に避難行動を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

(2) 要支援者への情報伝達

町は、防災行政無線（子局）のほか、行政無線の戸別受信機やファクシミリ、放送事業者、携帯メール、広報車等様々な手段を確保し、要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。

また、発令された避難準備情報等が要支援者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

〈情報伝達手段〉

- ア 防災行政無線の活用
- イ ファクシミリの活用

- ウ 放送事業者への情報提供
- エ よしおかほっとメール及び緊急速報メールの活用
- オ 広報車・消防団等による広報

(3) 避難支援者への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(4) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援機関が要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者支援体制の確保に努める。

3 安否確認・避難誘導

町及び避難支援者は個別計画等により、要支援者の特性を踏まえ、安否確認及び避難誘導を行う。

4 避難誘導の手段・経路等

ハザードマップ等も活用し、風水害及び地震等の災害の発生に備え、町は平時から避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、消防本部、消防団、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする（要支援者自身による移動が困難な場合には、避難支援者が避難経路を把握し、安全な避難の確保に努めるものとする）。

5 避難場所等における対応

(1) 避難所の指定

町は、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定（様式第6号参照）を行い、予め福祉避難所を指定する。福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、保健センター等の既存施設を活用することとする。

また、協定を結んだ福祉施設を様式第7号及び災害時等における施設利用に関する協定先等のリストアップをしておくものとする。

(2) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に、体育館等が避難所であり、避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、要支援者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者、災害ボランティア等の協力を得つつ、要支援者班を設置し、避難支援者等から名簿情報を引継ぎ、要支援者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

6 要支援者避難訓練の実施

災害時における要支援者の避難を迅速かつ適切に行うために、消防団、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等は常日頃から、声掛けや見回り活動等を行うことにより、要支援者との信頼関係及び地域住民との協力関係を築く。

このため、自主防災組織（自治会）が中心となり、要支援者や避難支援者とともに、要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、自主防災組織（自治会等）が中心となって、地域住民や要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の情報の共有、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行う。これにより、地域全体の防災意識の向上、要支援者と避難支援者との間の信頼関係の構築、並びに搬出資機材や人員の過不足等の把握を行うものとする。

(様式第1号)

年 月 日

誓 約 書

吉岡町長 様

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書(個別計画)、要支援者名簿及び要支援者マップについては、災害時の救援活動等に役立てるため、記載事項を吉岡町個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を要支援者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

〔 団体等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。 〕

(様式第2号)

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請の同意書

吉岡町長 様

年 月 日

避難行動要支援者名簿登録について、名簿登録者は、避難支援者等に情報提供の同意をすることにより、避難支援者（自治会等）から災害発生時における避難行動の支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族等の安全が前提となるため、登録（同意）によって、災害時の避難行動の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

同意事項

1. 登録した個人情報について、災害時の避難行動支援、安否確認のほか、日頃からの見守りや支援活動などのため、自主防災組織（自治会等）、社会福祉協議会、民生委員児童委員、消防団、警察、消防署等、町と連携して支援を行う団体や避難支援者、吉岡町役場関係部局に提供することに同意します。
2. 命にかかわるような安否確認等、緊急時の必要な場合に住居内に立ち入ることに承諾し、その際、やむを得ず住居の一部を破損しても、修繕、損害賠償などについて一切請求しません。

以上の内容を理解した上で、私は吉岡町災害時避難行動要支援者名簿に登録することに（あてはまる□にチェック、署名等の記入をお願いします。）

同意します。

※同意について変更の申し出が無い場合、自動継続します。

※自治会等の支援団体や支援者が、名簿を利用して、日頃から見守りや声かけ等を行う場合がありますので、ご協力ください。

同意しません。

※ 同意されない方へ、よろしければ参考までに不同意の理由に○を記入してください。

1. 自力で避難できる。
2. 同居の人が支援してくれる。
3. 施設に入居している。
4. その他（ ）

住 所	代理人署名（続柄）	印（ ）
登録者本人署名	印	代理人住所
電話番号	代理人電話番号	

※ 本人が直筆できない場合又は未成年者の場合は、代理人の方の署名をお願いします。

※ 同意された方は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書にわかる範囲で記入していただき、提出をお願いします。後日、記入漏れや内容の確認に自治会等の方が、連絡や訪問する場合があります。

(表)

(様式第3号)

登録番号	
------	--

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（個別計画）

吉岡町長 様

私は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿に登録することを希望するとともに、届け出た下記個人情報をもとに、町が個別計画、要支援者名簿及び要支援者マップの作成に使用し、自主防災組織(自治会等)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署及び警察署、避難支援者等に提出すること、日頃からの見守り等を行うことを承諾します。

年 月 日

本人又は代理人氏名

印

自治会名 (地区名)	()	自治会長名		電話	()
				携帯電話	
		民生委員 児童委員名		電話	()
				携帯電話	
該当区分 (該当に)	<input type="checkbox"/> 要介護認定者、 <input type="checkbox"/> 身体障がい者、 <input type="checkbox"/> 知的障がい者、 <input type="checkbox"/> 精神障がい者、 <input type="checkbox"/> 内部障がい者、 <input type="checkbox"/> 妊産婦及び乳幼児、 <input type="checkbox"/> 難病患者、 <input type="checkbox"/> 日本語に不慣れな在住外国人、 <input type="checkbox"/> 65歳以上の一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者、 <input type="checkbox"/> その他 ()				
住所	吉岡町大字	番地	電話	()	
			携帯電話		
氏名	(男・女)		生年月日	年	月 日
緊急時の家族等への連絡先					
氏名		続柄 ()	住所	電話	()
				携帯電話	
氏名		続柄 ()	住所	電話	()
				携帯電話	
家族構成・同居状況等		居住建物			
		建築時期		構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定	あり・なし
		見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)	北 4 ↑		
		特記事項			
緊急通報システム あり (警備会社の名称) ・ なし					

(裏)

避難支援者					
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
情報伝達の流れ					
情報伝達での留意事項					
避難時に携行する医薬品 ()					
かかりつけ医療機関 ()					
既往症 ()					
避難誘導時の留意事項 (あてはまる番号に○をつけてください。)					
1. 自力で動けない。 2. 自力で動けるが、歩行が不安 3. その他 (記入をお願いします。)					
避難先での留意事項					
避難場所					
備考					

(様式第5号)

年 月 日

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書

吉岡町長 様

私は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度に登録した内容について、下記のとおり変更・取消を申請します。

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

要支援者との関係 _____

記

避難行動要支援者	住 所	吉岡町大字
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
変更・取消理由及びその内容		

(様式第6号)

災害時における社会福祉施設への要支援者の受け入れに関する協定書

吉岡町(以下「甲」という)と社会福祉法人_____ (以下「乙」という)は、災害時に在宅で生活、あるいは、他の施設に入所している要支援者の受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、不時の災害発生時(地震・風水害・火災等)に要支援者が避難を余議なくされた場合に、甲が乙の運営する施設に対し、協力を要請する際に必要な事項を定める。

(受入施設)

第2条 乙が災害時に要支援者を受入れる施設は別紙のとおりとする。

(受入期間)

第3条 受入期間は、乙が甲の要請を受け、受け入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

(受入対象者)

第4条 受け入れの対象となる者は、甲が指定した要支援者及びその介護者(以下「要支援者等」という)とする。

(受入責任者)

第5条 乙は、あらかじめ、受入責任者を定め、甲に通知するものとする。

(受入手続)

第6条 受け入れの際の手続きは、次のとおりとする。

1 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要支援者等や、避難所に避難した要支援者等が避難所での生活が困難と認められる場合、及び社会福祉施設が被災し入所者を引き続き入所させることが困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

- (1) 要支援者等の人数
- (2) 要支援者等の氏名、住所、心身の状況
- (3) 身元引受人の氏名、住所、連絡先
- (4) 受入期間

2 受入責任者は、受け入れ可能な要支援者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により、連絡するとともに、受け入れの準備を行うものとする。

(受入可能人数の事前把握)

第7条 甲は、乙が受け入れ可能な要支援者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(他の市町村からの受入要請)

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合には、必要に応じて、乙に協力を要請するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

(甲) 吉岡町
町 長 _____ 印

(乙) 社会福祉法人 _____

理事長 _____ 印

(様式第7号)

○福祉避難所一覧

No	施設名称	施設住所	施設電話番号	法人名	法人住所	締結日	備考
1			()				
2			()				
3			()				
4			()				
5			()				
6			()				
7			()				
8			()				
9			()				
10			()				